

<以下仮訳であり、ご使用に当たっては原文をご確認ください： 下線部分は今回の改訂箇所です。各条横の（）内は追記したものです。>

[中华人民共和国反间谍法_中国人大网 \(npc.gov.cn\)](http://www.npc.gov.cn)

中華人民共和国・スパイ防止法

(2014年11月1日第十二回全国人民代表大会常务委员会第十一次会议を通過し、2023年4月26日第十四回全国人民代表大会常务委员会第二次會議にて修正)

中国人大网

2023年04月26日

目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 安全防范
- 第三章 调查处置
- 第四章 保障与监督
- 第五章 法律责任
- 第六章 附 則

第一章 総 則

第1条 (目的)

スパイ防止活動を強化し、スパイ行為を防止、抑止及び処罰し、国家の安全を維持し、人民の利益を守る為に、憲法に基づいて、本法を制定する。

第2条 (活動実施概念)

スパイ防止活動は、中国共産党中央による集中統一指導を堅持し、総合的な国家安全概念を堅持し、公開で行う工作活動と秘密で行う工作活動の結合、及び専門家による工作活動と大衆動員路線の結合を堅持し、積極的防御、法に基づく処罰、“标本兼治”（注；表面的現象とその根本原因の両面への対応）を堅持して実行し、国家安全保障の為の人民防衛戦線を強化する。

第3条 (法に基づく実行)

スパイ防止活動は、法に基づいて行い、人権を尊重及び保障し、個人及び組織の合法的な權益を保証しなければならない。

第4条 (スパイ行為の定義)

本法に於けるスパイ行為は、以下の行為を指す。

- (1) スパイ組織及びそのエージェントが実施或いは他人に指示・資金援助して実施する、又は国内外の機関、組織、個人がそれらと結託して実施する、中華人民共和国（以下、中国と略称する）の国家の安全に危害を及ぼす活動；

- (2) スパイ組織に参加、或いはスパイ組織及びそのエージェントから任務を引受ける、又はスパイ組織及びそのエージェントから便宜を受けること；
- (3) スパイ組織及びそのエージェント以外の国外の機関・組織・個人が実施する、或いは他人に指示・資金提供して実施する、又は国内の機関・組織・個人が共謀して行う国家機密・情報及びその他の国家の安全及び利益に関係する文書・データ・資料・物品を窃盗する、或いは国家公務員を扇動、誘惑、脅迫、買収する反逆的な活動；
- (4) スパイ組織及びそのエージェントが実施する、或いは国の機関・組織・個人が実施或いは他人に指示・資金提供して実施する、又は国内外の機関・組織・個人が共謀して実施する、国家機関・秘密に関わる組織体或いは重要情報インフラ等に対するネットワークに対する攻撃・侵入・妨害・制御・破壊等の活動；
- (5) 敵の為に攻撃目標を指示すること。
- (6) その他のスパイ活動を行うこと。

スパイ組織又はそのエージェントが、中国の領域内に於いて、或いは中国の公民・組織又はその他のものを利用して、第三国に対するスパイ活動を行い、中国の国家の安全に危害を及ぼす場合、本法を適用する。

第5条 (調整機構の設置)

国家は、スパイ防止活動のための調整機構を設置し、スパイ防止活動に於ける重要な事項を調整し、スパイ防止活動に於ける重要な問題を研究・解決する。

第6条 (主管組織)

国家治安機関は、スパイ防止活動の主管機関である。

公安・機密保持に関する関連部門及び軍の関連部門は、職責分担に応じて緊密に協力し、連携を強化し、法に基づいて関連活動を適切に遂行する。

第7条 (中国国民、国家機関の義務)

中国国民は国家の安全・名誉・及び利益を守る義務があり、国家の安全・名誉・及び利益を危険にさらす行為を行ってはならない。

全ての国家機関及び軍隊、各政党及び各人民組織、企業・事業組織及びその他の社会組織は、スパイ行為を防止・抑止し、国家の安全を守る義務がある。

国家治安機関は、スパイ防止活動に於いて国民の支持を得て、国民を動員・組織してスパイ行為を防止・抑止しなければならない。

第8条 (国民の保秘義務)

如何なる公民及び組織も、法に従ってスパイ防止活動を支援・協力し、知り得た国家秘密及びスパイ防止活動の秘密を守らなければならない。

第9条 (協力者の保護、表彰)

国は、スパイ防止活動を支援・協力する個人、及び組織を保護しなければならない。

スパイ行為を通報した、又はスパイ防止活動に於いて重要な貢献をした個人・組織は、国の関連規定に従って表彰及び報奨を与えられる。

第10条 (法に依る責任追及)

外国の機関・組織・個人が実施するか若しくは他人に指示・資金提供して実施する、又は国内の

機関・組織・個人が外国の機関・組織・個人と共謀して実施する中国の国家安全に危害を及ぼすスパイ行為は、全て法律により責任追及されなければならない。

第 11 条 (職権乱用の禁止)

国家治安機関及びその職員が職務を実施する際は、法律に従って厳格に職務を行い、その職権を超えたり濫用したりしてはならず、個人及び組織の合法的権益を侵害してはならない。

国家治安機関及びその職員が法に基づいてスパイ防止活動の職責を遂行中に取得した個人及び組織に関する情報は、スパイ防止活動にのみ用いることができる。国家機密、業務機密、商業機密及び個人のプライバシー、個人情報に属するものは、保密しなければならない。

第 2 章 安全防范

第 12 条 (国家機関等の責任)

国家機関、人民団体、企業・事業組織及びその他の社会組織は、当該組織体に於けるスパイ防止の安全防止活動の主体的責任を負い、スパイ行為防止の安全防止措置を実行し、当該組織体の人員に対して国家の安全を守るための教育を行い、当該組織体の人員を動員・組織してスパイ行為を防止・抑止しなければならない。

地方の各級人民政府、関連産業主管部門は、職責分担に応じて、当該行政区域、当該産業に関連するスパイ防止活動の安全・防止活動を管理する。国家治安機関は、法律に基づいてスパイ防止活動の安全・防止活動を調整・指導、監督・検査を行う。

第 13 条 (スパイ防止活動の意識、素養の向上)

各級人民政府及び関係部門は、スパイ防止活動の安全・防止に関する広報・教育を組織・実施し、スパイ防止活動の安全・防止に関する知識を教育・研修・法律普及宣伝の内容に取り入れ、全国民のスパイ防止活動に対する安全・防止意識及び国家治安の素養を向上させなければならない。

新聞、ラジオ、テレビ、文化、インターネット情報サービス等の組織体は、社会に対して的を絞ったスパイ防止活動の宣伝・教育を実施しなければならない。国家治安機関は、スパイ防止活動の治安・防止の状況に基づき、関係組織体を指導してスパイ防止活動の広報・教育活動を実施し、防止意識及び能力を向上させなければならない。

第 14 条 (情報等の不正取得禁止)

如何なる個人・組織も、国家秘密に属す文書・情報・資料・物品を不正に取得・所持してはならない。

第 15 条 (スパイ器材の所持等の禁止)

如何なる個人・組織も、スパイ活動に特別に必要なスパイ専用機材を違法に生産・販売・所持・使用してはならない。スパイ専用機材は、国务院の国家治安主管部門が、国の関連規定に基づき確認する。

第 16 条 (スパイ行為の通報義務)

如何なる公民・組織もスパイ行為を発見した場合、速やかに国家治安機関に通報しなければならない；公安機関等のその他の国家機関・組織に報告がなされた場合、関係国家機関・組織は直ちにその報告を国家治安機関に転送して処理しなければならない。

国家治安機関は、通報を受け付ける電話番号、メールボックス、ネットワークプラットフォームを一般に公開し、通報された情報を法に従って速やかに処理し、通報者の秘密を守らなければならない。

第 17 条 (スパイ防止重点組織体の設立)

国は、スパイ防止活動の安全・防止の重点組織体の管理制度を確立する。

スパイ防止の保安活動を行う重点組織体は、スパイ防止の保安活動体制を確立し、スパイ防止の保安活動の要件を満たし、スパイ防止の保安活動を行う責任を負う組織部門と人員を明確にしなければならない。

第 18 条 (重点組織体の業務)

スパイ防止に於ける保安活動の重点組織体は、職員に対してスパイ防止の保安活動に関する教育と管理を強化し、退職した職員に対して機密解除期間におけるスパイ防止保安活動の義務の履行状況を監督・検査しなければならない。

第 19 条 (保安部門の日常管理強化)

スパイ防止の保安部門は、機密関連の事項、場所、媒体等の日常の保安管理を強化し、隔離強化、閉鎖管理、警報設定等のスパイ防止の物理的予防措置を講じなければならない。

第 20 条 (技術的抑止の強化)

スパイ防止の重点保安部門は、スパイ防止技術による抑止要件と基準に基づき、対応する技術的措置及びその他の必要な措置を講じ、主要部門、ネットワーク施設、情報システムに対するスパイ防止の技術的抑止を強化しなければならない。

第 21 条 (安全管理区域内での建設事業の制限)

重要国家機関、国防軍事産業組織及びその他重要な秘密に関わる組織体、及び重要軍事施設周辺の安全管理区域内での新規建設・改築・拡張の建設プロジェクトに関しては、国家治安機関が国家安全に係る事項に関する当該建設プロジェクトの許可を行う。

県級以上の地方人民政府は、国家経済及び社会開発計画、国土利用計画等の関連計画を作成する場合、国家治安要素及び策定された安全管理区域を十分に考慮し、国家治安機関に意見を求めなければならない。

安全管理区域の策定は、開発と安全を調和し、科学的合理性を堅持し、必要な原則を堅持し、国家治安機関によって発展改革、天然資源、住宅と都市・農村開発、機密保持、国防科学技術工業等の部門及び軍事関連部門と共同して策定し、省・自治区・直轄市の人民政府に報告し、承認及び動向調整を求めなければならない。

国家治安事項に関わる建設プロジェクト許可の具体的実施方法は、国务院国家治安主管部門が関係部門と協力して制定する。

第 22 条 (スパイ防止の技術的抑止措置)

国家治安機関は、スパイ防止の保安活動の必要性に応じて、関係部門と共同でスパイ防止の技術的抑止基準を制定し、関係部門に対してスパイ防止の技術的抑止措置を講じるよう指導し、潜在危険性を有する組織に対し、厳格な承認手続を経て、スパイ防止の技術的抑止検査・試験を実施することができる。

第3章 調査処置

第23条 (法に基づく職権行使)

国家治安機関は、スパイ防止の活動に於いて、法律に基づき本法及び関連法規に規定された職権を行使する。

第24条 (職務証明書の提示)

国家治安機関の職員が法律に基づきスパイ防止の任務を実施する場合、規定に従い職務証明書を提示し、中国国民又は国外関係者の身分証明書の確認、関係者及び組織への関連状況聴取をすることができる。身元不明者、スパイ行為の疑いがある者に対して、所持品検査をすることができる。

第25条 (関係する電子機器等の調査、差押等)

国家保安機関の職員が法に基づきスパイ防止の職務を行う場合、当該市級以上の国家治安機関の責任者の承認を経て、職務証明書を提示し、関係する個人及び組織の電子機器・設備・関係手順書・ツールを調査できる。査察中に国家の治安を脅かす状況が発見された場合、国家治安機関は直ちに是正措置を講じるよう命令しなければならない。是正を拒否した場合、或いは是正後も国家の治安を脅かす潜在危険性が存在する場合、差押・拘留することができる。

前記の規定に従って差押・拘留した電子機器・設備及び関係手順書・ツールは、国家の治安を脅かす状況を取り除いた後、国家治安機関は適時に差押・拘留を解除しなければならない。

第26条 (関係する文書等の捜査)

国家治安機関の職員が法に基づき、スパイ防止の職務を行う場合、国の関係規定に基づき、当該市級以上の国家治安機関の責任者の承認を経た後、関係文書・データ・資料・物品を捜査できる。関係者・組織は協力しなければならない。捜査・取調は、スパイ防止の職務の執行に必要な範囲・限度を超えてはならない。

第27条 (違反者の召喚、尋問)

本法に違反した者を召喚して捜査をする必要がある場合、国家治安機関の事案処理部門の責任者の承認を経て、召喚令状を用いて召喚する。現場に於いて本法に違反した者を発見した場合、国家治安機関の職員は規定に従って職務証明書を提示して、口頭で召喚することができるが、但し、取調べ記録に記載しなければならない。召喚理由及び根拠は召喚された者に告知しなければならない。正当な理由がなく召喚を拒否、又は召喚から逃げた者を、強制的に召喚することができる。

国家治安機関は、被召喚者が居住する市、県内の指定された場所或いはその住居で取調べを行わなければならない。

国家治安機関は被召喚者に対して速やかに尋問調査しなければならない。尋問調査の時間は8時間を超えてはならない；状況が複雑で、行政拘留が適用される可能性がある場合或いは犯罪の疑いがある場合、尋問調査の時間は24時間を超えてはならない。国家治安機関は被召喚者に必要な食事と休憩時間を提供しなければならない。連続して召喚することを厳禁する。

通知できない場合、或いは捜査の妨げになる可能性がある場合を除き、国家治安機関は速やかに召喚理由を被召喚者の家族に通知しなければならない。上記の状況が解消した後に、被召喚者の家族に直ちに通知しなければならない。

第28条 (スパイ容疑者、物品等の捜査)

スパイ行為を捜査する国家治安機関は、当該地区の市級以上の国家治安機関の責任者の承認を経

て、法に従ってスパイ行為の疑いのある人物・物品・場所の捜査を実施することができる。

女性の身体検査は女性スタッフが行わなければならない。

第 29 条 (スパイ容疑者の財産情報の捜査)

スパイ行為を捜査する国家治安機関は、当該地域の市級以上の国家治安機関の責任者の承認を経て、スパイ行為の疑いのある人物の関連財産情報を捜査することができる。

第 30 条 (スパイ容疑に関係する施設等の差押)

国家治安機関がスパイ行為を捜査する場合、当該地区の市級以上の国家治安機関の責任者の承認を経て、スパイ行為に使用された疑いのある場所・施設・財産を法に従って、差押・没収・凍結することができる；捜査中のスパイ行為に無関係の場所・施設・財産を差押・没収・凍結してはならない。

第 31 条 (取調等に於ける手順)

国家治安機関の職員がスパイ防止の職務中に於いて、調査、取調、召喚、検査、尋問、差押、没収、凍結等の措置を講じる場合、二人以上の職員で行い、関係規定に基づき職務証明書及び関係法律文書を提示し、且つ関係者により関係記録等の書面に署名・押印しなければならない。

国家治安機関の職員が査察、差押、没収等の重要な証拠収集職務を実施する場合、その全過程を録音・録画し、将来の参照の為に保存しなければならない。

第 32 条 (関係者の情報提供)

国家治安機関がスパイ行為の状況について調査・把握し、関連証拠を収集する場合、関係する個人・組織は真実の情報を提供しなければならない、拒否できない。

第 33 条 (スパイ容疑中国人の出国不許可)

出国後に国家の治安に脅威を及ぼす可能性がある、或いは国益に重大な損失をもたらす可能性のある中国国民に対し、國務院の国家治安部門は一定期間に於ける出国の不許可を決定することができる、且つ国家移民管理局（出入国管理局）に通知する。

スパイ行為の疑いがある者に対し、省級以上の国家治安機関は国家移民管理局に出国の不許可を通知することができる。

第 34 条 (スパイ容疑外国人の入国拒否)

入国後に中国の国家治安活動に危害を及ぼす可能性のある外国人に対して、國務院の国家治安主管部門は国家移民管理局に入国拒否を通知することができる。

第 35 条 (国家移民管理局の出入国不許可への対応)

国家治安機関が通知した出国・入国が不許可である者に対して、国家移民管理局は国の関連規定に基づき対応する；出・入国不許可の状況が解消した場合、国家治安機関は適時に出・入国不許可の決定を取り消し、併せて国家移民管理局に通知しなければならない。

第 36 条 (ネットワーク攻撃に対する対応)

国家治安機関は、スパイ行為がネット情報内容やネットワーク攻撃等にリスク及ぼすことを見つけた場合、<<中華人民共和国ネットワーク安全法>>に規定されている職責に基づいて、速やかに関連部門に通知し、法に基づき対処するか又は電気通信事業者・インターネットサービスプロバイダーに対して速やかに以下の処置を取るよう命令を下す；脆弱性の修復、ネットワーク保護の強化、送信停止、プログラムとコンテンツの削除、関連サービスの停止、関連アプリケーションの

削除、関連ウェブサイトの閉鎖等の措置を講じ、関連記録を保管する。状況が緊急であり、即座に措置を講じないと国家の治安に重大な危害を及ぼす場合、国家治安機関は関係組織体に脆弱性の修復、関連通信の停止、関連サービスの停止を命じ、併せて関係部門に通知する。

関係措置を講じた後、上記の情報内容又はリスクが消去された場合、国家治安機関及び関係部門は、関係する通信・サービスの再開する決定を速やかに下さなければならない。

第 37 条 (身元保護措置等)

国家治安機関は、スパイ防止活動に必要な場合、国の関係規定に基づき、厳格な承認手続を経て、技術的調査探索措置及び身元保護措置を講じることができる

第 38 条 (国家機密情報に該当するかの鑑定)

本法の規定に違反し、罪を犯す疑いがあり、関係事項が国家機密又は情報に該当するか否かを鑑定する必要又は危害の結果の評価を行う必要がある場合、国家保秘部門又は省・自治区・直轄市の保秘部門は、手順に従って一定期間内に当該鑑定及び組織的評価を行わなければならない。

第 39 条 (犯罪容疑の捜査・立件)

国家治安機関は捜査の結果、スパイ行為に犯罪の疑いがあると認めた場合、<<中華人民共和国刑事訴訟法>>の規定に基づいて捜査・立件しなければならない。

第四章 保障与監督

第 40 条 (治安職員の法律による保護)

国家治安機関の職員は、法に従って職務を遂行し、法律による保護を受ける。

第 41 条 (物流業者等の協力義務)

国家治安機関は法に従ってスパイ行為を捜査し、郵便・宅配便等の物流事業者及び電気通信事業者、インターネットサービスプロバイダーは、必要な支援・協力を提供しなければならない。

第 42 条 (治安職員の緊急時優先乗車等)

国家治安機関の職員は緊急な任務執行が必要な場合、職務証明書の提示により、公共交通機関の優先乗車、優先通行等の通行の利便を受けることができる。

第 43 条 (治安職員の立入り調査)

国家治安機関の職員が法に従って任務を執行する場合、規定に従って職務証明書の提示により、関係場所・組織に立入ることができる； 関係する国内規定に基づき、承認を経た後、職務明書を提示することにより、立入制限されている関係地区・場所・組織体に立ち入ることができる。

第 44 条 (治安機関による優先使用、徴用等)

国家治安機関は、スパイ防止活動に必要な場合、国の関係規定に基づき、国家機関・人民団体・企業事業組織・その他の社会組織及び個人の、交通手段、通信手段、敷地及び建築物等を優先的に使用したり、法的に徴用したりすることができる。必要とする場合には関連する作業場及び施設・設備を設置することができ、任務完了後は速やかに元の状態に戻るか原状復元し、規定に従って対応する費用を支払わなければならない； 損失が発生した場合、補償が支払わなければならない。

第 45 条 (治安職員に対する税関等での検査免除)

国家安全機関は、スパイ防止活動の必要性により、国家の関係規定に基づいて、税関・入国管理

等の検査機関に対し、関係職員に対する通関・関係資料・器材等の検査免除を要請することができる。関係検査機関は法律に従って協力しなければならない。

第 46 条 (治安職員及び協力者の保護)

国家治安機関の職員が任務を執行する、或いは個人がスパイ防止活動の遂行に協力することによって、本人又はその近親者の身体的安全が脅かされた場合、国家治安機関は関係部門と協力して法に従った必要な措置・保護・救助を講じなければならない。

個人がスパイ防止活動を支援・協力することに因って、本人又はその近親者の身体的安全が危険にさらされた場合、国家治安機関に保護を求めることができる。国家治安機関は関係部門と協力して、法に従った保護措置を講じなければならない。

個人及び組織が、スパイ防止活動に協力することにより財産に損害を引き起こされた場合、国家の関係規定に基づき保障する。

第 47 条 (スパイ防止貢献者への生活保護)

スパイ防止活動に貢献し、且つ生活保障が必要な人に対して、国は適切な生活保護を提供する。公安、民政、財政、保健、教育、人的資源及び社会保障、退役軍人事務、医療保障、入国管理等の関係部門、並びに国有企業・事業組織は、国家治安機関に協力して生活保護作業を適切に行わなければならない。

第 48 条 (スパイ防止に於ける犠牲者への措置)

スパイ防止活動の遂行、又はスパイ防止活動の支持・協力の結果として障害を負う・犠牲になる及び死亡した人に対して、国の関係規定に基づき相応の弔慰金・優遇措置を与える。

第 49 条 (スパイ防止の科学技術創新)

国は、スパイ防止に於ける科学技術の創新を奨励し、スパイ防止活動の分野に於ける科学技術を活用する。

第 50 条 (スパイ防止の専門人材・部隊の育成)

国家治安機関は、専門的能力のある人材・部隊の構築と専門的訓練を強化し、スパイ防止能力を向上させなければならない。国家治安機関の職員に対して、計画的に政治・理論・職務訓練を実施しなければならない。訓練は、理論と実践を結び付け、必要性に応じて教育し、実践的効果を追求し、専門能力の向上に努めなければならない。

第 51 条 (スパイ防止要員への法順守監査)

国家治安機関は内部監督及び安全審査制度を厳格に執行し、スパイ防止工作要員に対して法令・規律の遵守状況を監督し、及び法に基づいた必要な措置を講じ、定期又は不定期に安全審査を行わなければならない。

第 52 条 (治安機関及び要員に対する違法行為等の告発)

すべての個人及び組織は、国家治安機関及びその工作要員による職権の超過、職権の乱用及びその他の違法行為に対して、上級の国家治安機関或いは監察機関、人民検察院等の関係部門に報告、告発する権利を有する。通報・告発を受理した国家治安機関或いは監察機関、人民検察院等の関係部門は、速やかに事実を調査し、法に従って処理し、且つ処理結果を速やかに通報者・告発者に通知しなければならない。

国家治安機関の活動に協力する、又は法に従って通報・告発した個人及び組織に対して、いかな

る個人及び組織も、抑圧または報復を行ってはならない。

第五章 法律責任

第 53 条 (スパイ行為に対する刑事責任追及)

スパイ行為を行い、犯罪に相当する場合、法に従って刑事責任を追及する。

第 54 条 (犯罪に該当しない場合の処罰)

個人がスパイ行為を行ったが、それが犯罪に該当しない場合、国家治安機関は警告を与えるか或いは 15 日以下の行政拘留を科し、別途又は追加で 5 万元以下の罰金を科す。違法所得が 5 万元以上の場合、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を別途又は追加で科し、且つ、関係部門が法に従い処罰することができる。

他人がスパイ行為を行うことを知りながら、彼らに情報、資金、物資、労務、技術、場所等の支援・協力を提供したり、又は彼らを匿ったり、保護したりしたが、まだ犯罪に該当していない場合、前項の規定に従い処罰する。

前二項の行為を行った組織体は、国家治安機関により警告が与えられ、別途又は追加で 50 万元以下の罰金が科せられる。違法所得が 50 万元を超える場合、別途又は追加で違法所得の 1 倍以上 5 倍以下の罰金科し、且つ、直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者は、第 1 項の規定に基づき処罰される。

国家治安機関は関係組織体・要員の法律違反の状況及び結果に基づき、関係主管部門に対して法に従って、関連事業への従事・関連サービスの提供の停止、或いは生産・事業運営の停止、関連許可証の取消し、登録の取消しを命じるように勧告することができる。関係主管部門は、行政処理に関する情報を速やかに国家治安機関に報告しなければならない。

第 55 条 (自首等による刑罰の軽減)

スパイ行為を行ったが、自首或いは手柄を挙げた場合、刑罰を軽減又は免除されることができる；大きな手柄を挙げた場合、報奨が与えられる。

国外に於いてスパイ組織・敵対組織への参加を強制或いは誘惑され、中国の国家安全に危害を及ぼす活動に従事した場合、速やかに中国の海外駐在機関に状況を誠実に説明するか、或いは入国後に直接又は所属組織を通じて速やかに国家治安機関に状況を誠実に説明しなければならない。悔い改めた態度を示した場合、責任追及されないこともある。

第 56 条 (国家機関等によるスパイ防止の不履行)

国家機関、人民団体、企業事業組織及びその他の社会組織が、本法の規定に基づくスパイ防止・安全防衛義務を履行しない場合、国家治安機関は是正を命令することができる；要求に基づく是正が行われない場合、国家治安機関は関係責任者と面談し、必要に応じて面談内容をその組織の上級主管部門に報告することができる；有害な結果或いは悪影響が生じた場合、国家治安機関は警告を発し、非難することができる；状況が深刻な場合、責任を有する指導者及び直接の責任者に対して、法に従って関係部門により処罰する。

第 57 条 (違反する建設事業に対する処置)

本法第 21 条の規定に違反して、建設プロジェクトを新規実施・改築・拡張した場合、国家治安

機関は是正を命じ、警告を発する； 是正を拒否する又は状況が深刻である場合、建設又は使用の停止命令、許可証の一時保留又は取消し、又は関係主管部門に法に従って処理するよう提議する。

第 58 条 (協力義務に違反した物流業者等に対する処置)

本法第 41 条の規定に違反した場合、国家治安機関により是正を命じられ、警告或いは非難を報告される； 是正を拒否した場合、又は状況が深刻な場合、関係主管部門により関係法令に基づき処罰される。

第 59 条 (データ取得協力拒否者への処置)

本法の規定に違反し、データ取得への協力を拒否した場合、国家治安機関によって<<中華人民共和国データ安全法>> (データセキュリティ法) の関係規定に基づき処罰される。

第 60 条 (犯罪に該当する行為、及び処罰)

本法の規定に違反し、犯罪となる下記の行為を行った場合、法に従って刑事責任を追及する； 尚、犯罪とならない場合、国家治安機関は警告を発するか、或いは 10 日以下の行政拘留を科し、併せて 3 万元以下の罰金を科すことができる：

- (1) スパイ防止活動に関係する国家機密を漏洩する；
- (2) 他人がスパイ犯罪行為を行っている知りながら、国家治安機関が関係状況の調査・関係証拠を収集する際に、提供を拒絶する；
- (3) 国家治安機関が法に従って任務を遂行することを意図的に妨害する；
- (4) 国家治安機関が法に従って押収、差押、凍結した財産物品を隠蔽、移転、売却、破壊する；
- (5) スパイ行為であることを知りながら、事件に関係する財産物品を隠蔽、移転、取得、代理販売、或いはその他の方法で隠蔽、蔵匿すること。
- (6) 法に従って国家治安機関の活動を支持・協力した個人及び組織に対して、報復する；

第 61 条 (犯罪とならない、機密文書の保持等の処罰)

国家機密である文書、データ、資料、物品を不法に取得・所持する、又は特殊スパイ機器を不法に製造、販売、所有・使用するが、犯罪とならない場合、国家治安機関から警告を受けるか或いは 10 日以下の行政拘留に処される。

第 62 条 (差押物品の取扱い)

国家治安機関は、本法に基づき差押・留置・凍結された財産物品を、適切に保管し、下記の状況に従って取扱わなければならない：

- (1) 犯罪の嫌疑がある場合、<<中華人民共和国刑事訴訟法>>等の関係法規に従って処理する；
- (2) 犯罪とならないが、違法事実がある場合、法に従って没収すべきものは没収し、法に従って廃棄すべきものは廃棄する。
- (3) 違法事実がない場合、或いは事案と無関係な場合、封印、差押、凍結を解除し、且つ速やかに関係する財産物品当を返還しなければならない； 損失が生じた場合には、法に従って補償しなければならない。

第 63 条 (徴収される物品に該当する物)

事案に関係する財産物品が下記のいずれかの状況に該当する場合、法律に従って徴収、没収、或いは潜在危険性を排除する措置を講じなければならない：

- (1) 不法に取得した財産物品及びその成果物・収益、スパイ行為に使用された個人財物；

- (2) 違法に取得・所持された国家機密に属する文書、データ、資料、物品；
- (3) 違法に製造、販売、所持、使用された特殊スパイ機器。

第 64 条 (スパイ行為により得た利益の没収・追徴)

スパイ行為の実行者及び其の近親者或いはその他の関係者が、スパイ行為を行う事によりスパイ組織及びその代理人から得た全ての利益は、国家治安機関が法に従って、追徴・没収等の措置を取る。

第 65 条 (没収した財物等の国庫納入)

国家治安機関が法に従って没収した罰金及び財産物品は、全て国庫に納入する。

第 66 条 (違反外国人に対する措置)

外国人が本法に違反した場合、国务院の国家治安主管部門は、国外退去期限を決定し、且つ入国禁止期間を決定することができる。規定の期限内に出国しなかった場合、強制送還することができる。

本法に違反した外国人に対して、国务院の国家治安主管部門が国外追放を決定した場合、国外追放日から 10 年以内は入国を認めず、国务院の国家治安主管部門の処罰決定が最終決定となる。

第 67 条 (当事者への行政処罰案等の告知)

国家治安機関が行政処罰を決定する前に、当事者に対して、起草された行政罰の内容・事実・理由・根拠、及び当事者が法に従って持っている陳述・弁明・証人喚問等の権利を告知しなければならない。且つ<<中華人民共和国行政処罰法>>の関係規定に従って実施する。

第 68 条 (行政処罰に不服な場合の再審査申請)

当事者が行政処罰、行政強制措置、行政許可の決定に不服がある場合、決定書受領日から 60 日以内に、法に従って再審査を申請できる；再審査の決定に不服がある場合、再審査決定書の受領日から 15 日以内に、法に従って人民法院に提訴することができる。

第 69 条 (治安職員の不正行為等に対する処置)

国家治安機関の職員が、職権乱用、職務怠慢、私的な不正行為、或いは違法拘留、拷問による自白強要、暴力的な証拠収集、法令に違反する国家機密・業務機密・営業秘密・プライバシー・個人情報等の漏洩行為があった場合、法に従って処罰し、犯罪を構成する場合、法に従って刑事責任を追及する。

第六章 附 則

第 70 条 (国家の安全に危害を及ぼすスパイ行為以外の行為)

国家治安機関が法律・行政法規・関係国家規定に基づいて、スパイ行為以外の国家安全に危害を及ぼす行為を防止・抑止・処罰するために職責を遂行する場合、本法の関係規定が適用される。

公安機関が法に従って職務を遂行する過程で、国家安全に危害を及ぼす行為を発見し、処罰する場合、本法の関係規定が適用される。

第 71 条 (施行日)

本法は 2023 年 7 月 1 日から施行する。